

○経済産業省令第四十四号

高压ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）及び関係法令の規定に基づき、容器保安規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年四月二十三日

経済産業大臣 梶山 弘志

容器保安規則等の一部を改正する省令

（容器保安規則の一部改正）

第一条 容器保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（用語の定義）	（用語の定義）

第二条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～二十八 「略」

二十九 可燃性ガス アセチレン、アルシン、ア  
ンモニア、一酸化炭素、エタン、エチレン、塩  
化ビニル、クロルメチル、酸化エチレン、シア  
ン化水素、シクロプロパン、ジシラン、ジボラ  
ン、ジメチルアミン、水素、セレン化水素、ト  
リメチルアミン、ブタジエン、ブタン、ブチレ  
ン、プロパン、プロピレン、フルオロカーボン  
百五十二 a、ホスフィン、メタン、モノゲルマ  
ン、モノシラン、モノメチルアミン、メチルエ

第二条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～二十八 「略」

二十九 可燃性ガス アセチレン、アルシン、ア  
ンモニア、一酸化炭素、エタン、エチレン、塩  
化ビニル、クロルメチル、酸化エチレン、シア  
ン化水素、シクロプロパン、ジシラン、ジボラ  
ン、ジメチルアミン、水素、セレン化水素、ト  
リメチルアミン、ブタジエン、ブタン、ブチレ  
ン、プロパン、プロピレン、フルオロカーボン  
百五十二 a、ホスフィン、メタン、モノゲルマ  
ン、モノシラン、モノメチルアミン、メチルエ

ーテル、四ふつ化エチレン、硫化水素及びその他のガスであつて次のイ又はロに該当するもの  
(フルオロカーボンであつて経済産業大臣が定めるものを除く。)

イ・ロ 「略」

三十〜三十四 「略」

ーテル、四ふつ化エチレン、硫化水素及びその他のガスであつて次のイ又はロに該当するもの  
(フルオロオレフィン千二百三十四 y f 及びフルオロオレフィン千二百三十四 z e を除く。)

イ・ロ 「略」

三十〜三十四 「略」

備考 表中の「」の記載は注記である。

(冷凍保安規則の一部改正)

第二条 冷凍保安規則(昭和四十一年通商産業省令第五十一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するもの

を掲げていないものは、これを削る。

<p>改正後</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第二条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 可燃性ガス アンモニア、イソブタン、エタン、エチレン、クロルメチル、水素、ノルマルブタン、プロパン、プロピレン及びその他のガスであつて次のイ又はロに該当するもの（フルオロカーボンであつて経済産業大臣が定めるも</p>
<p>改正前</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第二条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 可燃性ガス アンモニア、イソブタン、エタン、エチレン、クロルメチル、水素、ノルマルブタン、プロパン、プロピレン及びその他のガスであつて次のイ又はロに該当するもの（フルオロオレフィン千二百三十四y f及びフルオロ</p>

のを除く。)

イ・ロ 「略」

二・三 「略」

三の二 特定不活性ガス 不活性ガスのうち、フ

ルオロカーボンであつて、温度六十度、圧力零

パスカルにおいて着火したときに火炎伝ぱを發

生させるもの

イ 「削る」

ロ 「削る」

ハ 「削る」

四〇七 「略」

2 「略」

オレフィン千二百三十四 z e を除く。)

イ・ロ 「略」

二・三 「略」

三の二 特定不活性ガス 不活性ガスのうち、次

に掲げるもの

イ|| フルオロオレフィン千二百三十四 y f

ロ|| フルオロオレフィン千二百三十四 z e

ハ|| フルオロカーボン三十二

四〇七 「略」

2 「略」

備考 表中の「」の記載は注記である。

第五条第三号備考の表を次のように改める。

冷媒ガスの種類	Q
二酸化炭素	一・〇二
アンモニア	〇・六四
フルオロカーボン三十二	〇・六三
プロピレン	〇・五八
フルオロカーボン四百十A	〇・五七
フルオロカーボン百二十五	〇・五〇
フルオロカーボン四百四A	〇・五〇
フルオロカーボン四百七C	〇・四九
フルオロカーボン二十二	〇・四七

第五条第四号の表を次のように改める。

フルオロカーボン百三十四 a	○・三六
フルオロカーボン十二	○・三四
フルオロカーボン百二十四	○・二四
フルオロカーボン十一	○・一〇

冷媒ガスの種類	圧縮機の気筒一個の体積五千立方センチメートル以下のもの	圧縮機の気筒一個の体積五千立方センチメートルを超えるもの
フルオロカーボン二十一	四十九・七	四十六・六
フルオロカーボン百十四	四十六・四	四十三・五
ノルマルブタン	三十七・二	三十四・九
イソブタン	二十七・一	二十五・四
クロルメチル	十四・五	十三・六
フルオロカーボン百三十四 a	十四・四	十三・五

備考	フルオロカーボン十二	十三・九	十三・一
	フルオロカーボン五百	十二・〇	十一・三
	プロパン	九・六	九・〇
	フルオロカーボン二十二	八・五	七・九
	アンモニア	八・四	七・九
	フルオロカーボン五百二	八・四	七・九
	フルオロカーボン十三B一	六・二	五・八
	フルオロカーボン十三	四・四	四・二
	エタン	三・一	二・九
	二酸化炭素	一・八	一・七
	その他のガス		
		$\frac{13900VA}{0.75 \text{ (ha - hb)}}$	$\frac{13900VA}{0.80 \text{ (ha - hb)}}$

- 一 多元冷凍方式による製造設備にあつては、最終元の冷媒ガスをもつてこの表の冷媒ガスとする。
- 二 多段圧縮方式又は多元冷凍方式による製造設備にあつては、最終段又は最終元の気筒をもつてこの表の圧縮機の気筒とみなす。

第三十六条第二項第二号及び第四十条第一項第一号中「R」を「フルオロカーボン」に改める。

(一般高圧ガス保安規則の一部改正)

第三条 一般高圧ガス保安規則(昭和四十一年通商産業省令第五十三号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前

(用語の定義)

第二条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 可燃性ガス アクリロニトリル、アクロレイン、アセチレン、アセトアルデヒド、アルシン、アンモニア、一酸化炭素、エタン、エチルアミン、エチルベンゼン、エチレン、塩化エチレン、塩化ビニル、クロルメチル、酸化エチレン、酸化プロピレン、シアン化水素、シクロプロパン、ジシラン、ジボラン、ジメチルアミン、水素、セレン化水素、トリメチルアミン、二硫化炭素、ブタジエン、ブタン、ブチレン、プロパ

(用語の定義)

第二条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 可燃性ガス アクリロニトリル、アクロレイン、アセチレン、アセトアルデヒド、アルシン、アンモニア、一酸化炭素、エタン、エチルアミン、エチルベンゼン、エチレン、塩化エチレン、塩化ビニル、クロルメチル、酸化エチレン、酸化プロピレン、シアン化水素、シクロプロパン、ジシラン、ジボラン、ジメチルアミン、水素、セレン化水素、トリメチルアミン、二硫化炭素、ブタジエン、ブタン、ブチレン、プロパ

ン、プロピレン、ブロムメチル、ベンゼン、ホ  
スフィン、メタン、モノゲルマン、モノシラン  
、モノメチルアミン、メチルエーテル、硫化水  
素及びその他のガスであつて次のイ又はロに該  
当するもの（フルオロカーボンであつて経済産  
業大臣が定めるものを除く。）

イ・ロ 「略」

二〇四 「略」

四の二 特定不活性ガス 不活性ガスのうち、フ  
ルオロカーボンであつて、温度六十度、圧力零  
パスカルにおいて着火したときに火炎伝ぱを發  
生させるもの

ン、プロピレン、ブロムメチル、ベンゼン、ホ  
スフィン、メタン、モノゲルマン、モノシラン  
、モノメチルアミン、メチルエーテル、硫化水  
素及びその他のガスであつて次のイ又はロに該  
当するもの（フルオロオレフィン千二百三十四  
y f 及びフルオロオレフィン千二百三十四 z e  
を除く。）

イ・ロ 「略」

二〇四 「略」

四の二 特定不活性ガス 不活性ガスのうち、次  
に掲げるもの

イ 「削る」

ロ 「削る」

ハ 「削る」

五〇二十六 「略」

2 「略」

(燃焼性の基準)

第百一条 令第三条表第一号上欄の難燃性を有するものとして経済産業省令で定める燃焼性の基準は、次の各号のいずれかとする。

一 次のイ及びロのいずれにも該当しないこと。

イ・ロ 「略」

二 経済産業大臣が定める基準。

イ|| フルオロオレフィン千二百三十四 y f

ロ|| フルオロオレフィン千二百三十四 z e

ハ|| フルオロカーボン三十二

五〇二十六 「略」

2 「略」

(燃焼性の基準)

第百一条 令第三条表第一号上欄の経済産業省令で定める燃焼性の基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 次のイ及びロのいずれにも該当しないこと。

イ・ロ 「略」

二 ガスと着火源との接触を維持しない限り火炎

が認められないこと。

備考 表中の「」の記載は注記である。

(コンビナート等保安規則の一部改正)

第四条 コンビナート等保安規則(昭和六十一年通商産業省令第八十八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	(用語の定義)
改正前	(用語の定義)

第二条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 可燃性ガス アクリロニトリル、アクロレイン、アセチレン、アセトアルデヒド、アルシン、アンモニア、一酸化炭素、エタン、エチルアミン、エチルベンゼン、エチレン、塩化エチル、塩化ビニル、クロルメチル、酸化エチレン、酸化プロピレン、シアン化水素、シクロプロパン、ジシラン、ジボラン、ジメチルアミン、水素、セレン化水素、トリメチルアミン、二硫化炭素、ブタジエン、ブタン、ブチレン、プロパン、プロピレン、ブロムメチル、ベンゼン、ホ

第二条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 可燃性ガス アクリロニトリル、アクロレイン、アセチレン、アセトアルデヒド、アルシン、アンモニア、一酸化炭素、エタン、エチルアミン、エチルベンゼン、エチレン、塩化エチル、塩化ビニル、クロルメチル、酸化エチレン、酸化プロピレン、シアン化水素、シクロプロパン、ジシラン、ジボラン、ジメチルアミン、水素、セレン化水素、トリメチルアミン、二硫化炭素、ブタジエン、ブタン、ブチレン、プロパン、プロピレン、ブロムメチル、ベンゼン、ホ

スフィン、メタン、モノゲルマン、モノシラン、モノメチルアミン、メチルエーテル、硫化水素及びその他のガスであつて次のイ又はロに該当するもの（フルオロカーボンであつて経済産業大臣が定めるものを除く。）

イ・ロ 「略」

二・三 「略」

三の二 特定不活性ガス 不活性ガスのうち、フルオロカーボンであつて、温度六十度、圧力零パスカルにおいて着火したときに火炎伝ばを発生させるもの

イ 「削る」

スフィン、メタン、モノゲルマン、モノシラン、モノメチルアミン、メチルエーテル、硫化水素及びその他のガスであつて次のイ又はロに該当するもの（フルオロオレフィン千二百三十四 y f 及びフルオロオレフィン千二百三十四 z e を除く。）

イ・ロ 「略」

二・三 「略」

三の二 特定不活性ガス 不活性ガスのうち、次に掲げるもの

イ|| フルオロオレフィン千二百三十四 y f

<p>ロ 「削る」</p> <p>ハ 「削る」</p> <p>四〇二十六 「略」</p> <p>2 「略」</p>	<p>ロ   フルオロオレフィン千二百三十四 z e</p> <p>ハ   フルオロカーボン三十二</p> <p>四〇二十六 「略」</p> <p>2 「略」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

附 則

この省令は、公布の日から施行する。